

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【公開番号】特開2012-173293(P2012-173293A)

【公開日】平成24年9月10日(2012.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-036

【出願番号】特願2012-33480(P2012-33480)

【国際特許分類】

**G 01 D 5/244 (2006.01)**

【F I】

**G 01 D 5/244 F**

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月18日(2015.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ターゲット(104)の速度変化に応じて振幅が変化する交流差動電圧信号をセンサ(102)から受信するステップと、

前記交流差動電圧信号を減衰済みシングルエンデッド電圧信号に変換するステップと、

前記ターゲット(104)の現在の速度を示す速度信号を、前記センサとは別個の速度センサから受信するステップと、

前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号にスケーリング係数を乗じることによって前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号を動的にスケーリングするステップと、  
を含み、

前記スケーリング係数は、少なくとも前記速度信号に基づき、前記スケーリング係数と前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号との積が最大入力信号電圧以下となるように選択される、

方法。

【請求項2】

前記交流差動電圧信号は、最大ピークツーピーク値を有しており、前記交流差動電圧信号を減衰済みシングルエンデッド電圧信号に変換することは、前記最大ピークツーピーク値に対する減衰済み最大電圧の比を前記交流差動電圧信号に乗じることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記交流差動電圧信号の前記最大ピークツーピーク値は、約250ボルトピークツーピークであり、前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号の前記減衰済み最大電圧は、約30ボルトピークツーピークである、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記交流差動電圧信号を前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号に変換する前記ステップは、前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号が減衰済み最大電圧以下になるよう、前記交流差動電圧信号を固定量だけ減衰させることを含む、請求項1から3のいずれかに記載の方法。

【請求項5】

ターゲット(104)の速度変化に応じて振幅が変化する交流差動電圧信号を発生させ

るよう構成されたセンサ(102)と、

前記交流差動電圧信号を受信し、前記交流差動電圧信号を減衰済みシングルエンデッド電圧信号に変換する、第1の回路(106)と、

前記ターゲット(104)の現在の速度を示す速度信号を発生させる、前記センサ(102)とは別個の速度センサ(116)と、

前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号にスケーリング係数を乗じることによって前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号を動的にスケーリングする第2の回路(108)と、

を備え、

前記スケーリング係数は、少なくとも前記速度信号に基づき、

前記スケーリング係数は、前記スケーリング係数と前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号との積が最大入力信号電圧以下となるように自動的に設定される、システム。

#### 【請求項6】

前記交流差動電圧信号は、最大ピークツーピーク値を有しており、前記第1の回路(106)は、前記最大ピークツーピーク値に対する減衰済み最大電圧の比を前記交流差動電圧信号に乗じるにより、前記交流差動電圧信号を減衰済みシングルエンデッド電圧信号に変換する、請求項5に記載の方法。

#### 【請求項7】

前記交流差動電圧信号の前記最大ピークツーピーク値は、約250ボルトピークツーピークであり、前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号の前記減衰済み最大電圧は、約30ボルトピークツーピークである、請求項6に記載のシステム。

#### 【請求項8】

前記交流差動電圧信号を前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号に変換する前記第1の回路(106)は、前記減衰済みシングルエンデッド電圧信号が減衰済み最大電圧以下になるように、前記交流差動電圧信号を固定量だけ減衰させる前記第1の回路(106)である、請求項5から7のいずれかに記載のシステム。